

(陳受31第11号)

保育園入園要綱の障害児の扱いに関する陳情

受理年月日

令和元年8月26日

陳情者

陳情の要旨

ことしの2月末に私はダウン症の娘を出産しました。たとえ障害があっても生まれないほうが幸せな命などないと夫と話し合い、出生前診断はせず39歳での高齢出産でした。しかし、自分が現実的にダウン症児を出産してみればパニックになりました。自分の中に無意識に眠っていた差別や偏見と向き合わざるを得なくなる一方、生まれた我が子はいとおしくてたまらず、心が引き裂かれるように苦しく、不安の余り娘と二人で心中することまで考えました。武蔵野市の保健師さんはたびたび訪問してくださりました。生まれた娘の幸せのためには「お母さんが笑顔を取り戻すことです」と何度も何度も励ましていただき、おかげさまで徐々に本来の自分を取り戻していきました。

私は精神科医として障害のある方の人生を伴走するような仕事をしてきました。そんな私にとって笑顔でいられる生活は、復職して障害児の娘を精いっぱい育てながら、私を待っていてくださる障害のある患者さんに寄り添って生きていくことだと思えます。保育園に入り他の子どもたちから刺激をもらうことで娘の発達も促される、と娘の主治医からも勧められました。そこで、来年度の保育園入園に申し込みをするつもりです。

平成31年度保育施設のしおりの中で、武蔵野市の保育園入園の審査に当たっては「最終指数が同一である場合の優先順位」において「第6順位 障害を有する児童（障害者手帳を所持している場合）」となっており、肢体不自由がない場合は、生後間もない状態であっても心理テストや知能テストを行うなどして療育手帳を取得しなければ、「障害を有する児童」と認めないとの記載があります。また、同優先順位において「第2順位 4表に掲げる優先項目指数の合計数の大きい児童」の「こ + 2 兄弟姉妹障害児」についても兄弟姉妹に障害児がいる場合につき障害者手帳が求められています。

一方で「障害児保育」については手帳につき所持者のみ提出となっており、上記と扱いが異なる点で矛盾するのではないのでしょうか。療育手帳については、医学的には1歳を過ぎないと判定できない項目が多く、ゼロ歳児での入手は現状困難とされています。平成25年施行の障害者総合支援法では障害者（児）の定義に政令で定める疾病359疾病が明記されています。これらの疾病に罹患している場合、障害者として定義され、手帳なしでもサービスが受けられるとの記載が都のホームページにもあります。

以上の趣旨から、下記2点につき陳情いたします。

記

- 1 生まれながらにして障害児であると法律で認められている児童に対し、武蔵野市でも障害を有する児童として認め、保育園入園審査の要綱を適した内容に改定することをお願いしたい。
- 2 保育園の入園審査のみならず、他の行政サービスにおいても同様のことが起きていないか確認し、改善を検討してほしい。